

# 優良産廃処理業者育成講習会

2016年10月7日開催

金沢市優良産廃処理業者育成支援事業

テーマ 「優良産廃処理業者認定制度の活用、  
及び今後の廃棄物処理の在り方」

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

行政書士 北村 亨



## 1. はじめに

- 1.産廃処理業者の優良産廃処理業者制度を導入するきっかけは何か
  - ・ 廃棄物処理法にもとづく許可制度があるのに、なぜか。
  - ・ ある建物【A】の中に、別の建物【B】を建てるようなもの。
  - ・ 当初の建物【A】の建築物としての信頼性がなくなったのか。  
欠陥建築なのか
- 2.新たな優良処理業者制度に対する批判があった。  
私も疑問も持った。思い付きのお役所仕事か。
- 3.許可制度に不十分さがあるのなら、法制度を改正すればよい。  
余計な制度をなぜ作るのか。  
業界内部では、このような率直な意見が沢山出ていた。



## 2. 大規模処理業者を育成するための制度なのか？

### 中小の処理業者を集約化、削減する制度では？

- ①排出者に処理業者選定の判断情報を提供する目的なら、大規模処理業者が圧倒的に有利となる。
- ②廃棄物の不法投棄、不適正処理の温床は中小の処理業者と決めつけるのか？
- ③中小処理業者を集約し大規模化すれば、廃棄物の不適正処理は減少し適正処理が確保されるか？
- ④中小の産廃処理業者が淘汰されるのは時代の流れか？  
廃棄物の適正処理は、中小大を含む共通の課題にする。



### 3. 優良産廃処理業者認定制度とは (本題)

【環境省のパンフレットより抜粋】

- ①「通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県、政令市が審査し制度です」
- ②「認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間（通常は5年間）、産廃処理業許可が有効となるほか、
- ③排出事業者にたいして自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできるなど、多くのメリットがあります」



## 4.優良業者の認定を受けるための具体的基準は？ (総論)

### 1.実績と遵法性

5年以上産廃処理業の実績があり、過去5年間、不利益処分を受けていない。

### 2.事業の透明性

許可内容、処理状況、施設の維持管理状況等を一定期間情報公開してる。

### 3.環境配慮の取り組み

ISO14001,エコアクション21等の認証を取得し、環境配慮の事業実施

### 4.電子マニフェスト

電子マニのシステム（JWNET）に加入し、電子マニの利用が可能。

### 5.財務体質の健全性

直前3事業年度で自己資本率が10%以上、法人税など滞納なく財務が健全



## 5.優良認定業者として認定を受けるには？

### 1.申請の時期：

現在受けている許可の更新申請時に同時申請する。

### 2.申請時期の特例：

平成23年4月1日（改正廃掃法の施行時期）以降に、一度だけ許可更新をされた業者（優良認定に失敗した業者を含む）は、許可更新後に、前倒しにて優良認定申請を伴う許可更新の申請ができる。

### 3.申請先：

現に許可を受けた都道府県、政令市に対し、個別に申請する。

### 4.申請に必要な書類：

個別に別途説明



## 6.優良産廃処理業者の認定は、何の便益があるのか？

- 1.産廃処理業許可（収集運搬、処分）の有効期間が5年から7年に延長される。
- 2.【優良マーク】が表示された許可証が交付され、排出事業者など対外的にPRが可能。
- 3.処理業許可の申請時における添付書類の一部省略が可能
- 4.環境配慮契約法に基づき、国・自治体等の廃棄物処理契約の入札資格に有利な取り扱い有り。



## 7.認定基準1-1 実績があること

- ①5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。
- ②申請する許可の業区分にて、  
5年以上の実績があること。
- ③業許可の4区分とは、
  - ・ 産業廃棄物収集運搬業、
  - ・ 産業廃棄物処分業
  - ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業、
  - ・ 特別管理産業廃棄物処分業





## 8.認定基準1-2 遵法状況の確認

- ①過去5年間、廃棄物処理法に基づく  
不利益処分を受けていないこと。
- ②過去の期間とは、7年の優良許可を受けた  
処理業者は、過去7年間が審査の対象期間となる。
- ③不利益処分とは、廃棄物処理法に基づく改善命令、  
措置命令、事業停止命令等をいう。
- ④対象：許可権者、並びに他都道府県及び・他市



## 9.認定基準2-1 事業の透明性（情報公開）

- ① 申請の際、直前までの半年間、指定された項目をインターネットにて公表し、所定の頻度で更新していること。
- ②直前までの半年間とは、申請時から遡り6ヶ月以上情報公開がなされていない場合には、認定を受けられない。
- ③インターネットにて公表とは、自社のホームページ又は「産廃情報ネット」（産廃処理事業財団運営）にて情報公開
- ④所定の頻度とは、変更の都度か、一年に一回以上かそれぞれ項目ごとに指定に従う。



## 10. 認定基準2-2 会社情報等の公表

### ①会社情報：

会社名、住所、代表者、役員名、同就任年月日、  
設立年月日、事業活動の履歴、資本金、許可取得状況

### ②事業計画：

現行の事業計画の概要、新規事業、研究開発なども

### ③許可証の写し：

全ての許可証写しを閲覧可能な状態にて公開する



## 11.認定基準2-3 施設状況の情報公開

### ①収集運搬業の場合

- ・車両の型式、規模・能力（積載量等）
- ・積み替え保管施設の面積、保管上限量、環境対策
- ・低公害車の導入状況

### ②処分業の場合

- ・施設の種類、処理する産廃物の種類、
- ・設置場所、設置年月日、
- ・処理方法別の処理能力、（埋立の場合は残余容量）
- ・構造及び設備の概要



## 12.認定基準2-4 処理工程の情報公開

### ①処分業（中間処理、最終処分）の情報公開

各処理施設の事業場ごとに、

受け入れから搬出までの処理フロー図、

### ②中間処理業の最終処分までの処理工程（直前一年間）

- ・ 廃棄物の種類ごとの受け入れ量
- ・ 処分方法ごとの受け入れ量
- ・ 集計時点における保管量
- ・ 処分後の搬出先別の持出量（委託先名は任意）
- ・ 同 上 の処分方法、再生の場合は利用内容
- ・ 売却の場合は、取引先別の売却量、利用内容



## 13. 認定基準2-5 実績報告の情報公開

### ① 収集運搬業の場合

- ・ 直前3年間の廃棄物の種類ごとの受入量（回収量）
- ・ 運搬方法（積保有り、無し）ごとの運搬量

### ② 処分業の場合

- ・ 廃棄物の種類ごとの受入量
- ・ 処分方法（破砕、焼却、埋立など）ごとの処分量  
(中間処理のみ)
- ・ 直前3年間の処分後の廃棄物について  
搬出先・処分方法ごとの処分量



## 14.認定基準2-6 財務状況、組織状況の情報公開

### 1.財務諸表（直前3年間の各事業年度）

- ・貸借対照表、
- ・損益計算書、
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記事項

### 2.料金表

- ①廃棄物内容別の料金表、
- ②料金算定方式
- ③個別見積もり方式の場合は、見積り料の有無

### 3.組織及び人員配置図

社内組織図、部門別の人数、職務内容

### 4.事業場の公開

生活環境上の関係者への事業場の公開の有無、実績、頻度



## 15.認定基準3. 環境配慮の取り組み

### 【事業活動に係る環境配慮の取り組みについて】

- ① I S O 14001、エコアクション21、エコステージ等の認証制度により認められていること。
- ② 上記認証制度以外にも、下記のもものが認められている。
  - ・ H E S （北海道環境マネジメントシステムスタンダード）
  - ・ みちのく E M S （みちのく環境管理規格）
  - ・ K E S ・ 環境マネジメントシステムスタンダード





## 16.認定基準4. 電子マニフェスト

- ①申請する処理業の許可区分において  
電子マニフェストの利用が可能であること。  
(現実として、電子マニの運用をしていない場合でも可)
  
- ②電子マニフェストとは、  
マニフェスト情報を電子情報化し、排出者、収集運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センター（JWNET）を介してマニフェスト情報のやり取りを行う仕組み。
  
- ③JWNETとは、日本廃棄物処理振興センターが運営する廃棄物の処理処分の流れを処理する情報システム。



## 17.認定基準5. 財務体質の健全性

【財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること】

①過去3ヵ年のうち任意の一年の自己資本率が10%以上

$$\text{自己資本率} = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100$$

②過去3ヵ年の経常損益の合計額に、過去3ヵ年の減価償却額の合計額を加えて得た額が0円以上

③国税、都道府県税、市町村税、社会保険料（健保、年金）  
労災・雇用保険料、および、  
維持管理積立金（最終処分場）の納付額に未納がない。



## 18.優良産廃、処理業者認定制度の狙いとは何か

### ①全国的な不法投棄事件に対する対応策

香川県豊島、青森岩手、その他全国的な不法投棄発生

### ②過去において、各都県の指導基準が統一されてなかった。

- ・ 処理業者の欠格要件の行政処分制度が機能していない。
- ・ 排出事業者の最終処分確認義務制度が確立してなかった
- ・ 中間処理後の物が当該処理業者の自己物扱いにされた。

### ③不法投棄の責任は、当該実行行為者であるが、それらを見逃し、放置した行政の責任も否定できない。行政の不作为も。

### ④この制度により、処理業者の遵法体制の強化が図れる。

### ⑤同時に、行政側の指導体制、責任体制の強化が図れる。

### ⑥認定を目指す事は、最終目的ではなく一里塚となるもの



## 19.行政処分、指導を受けた処理業者の紹介

①有機性汚泥、食品残渣物を受けて有機性肥料を製造していた業者が、再委託基準違反で、事業停止3か月

理由：社長が同一の二か所の処理工場に任意に搬入処理

②廃電子機器の中間処理業者が、処理せずに海外輸出し、バンコクから修理依頼有り。マニの虚偽記載で事業停止1か月。

③貸し倉庫に古紙梱包物、ペットボトルの圧縮梱包物を保管、事業範囲無許可変更で、当初は許可取消しが事業停止1か月

④品目限定の中間処理施設にて、許可品目外の廃棄物を保管  
事業範囲無許可変更で、許可取消処分で廃業になった

⑤特別管理産廃のバッテリーを屋外の雨さらし場所にて保管した。特別管理産廃の許可なく、保管基準違反で許可取消し



## 20.②優)処理業者でも、改革必要な処理業者とは

- ①多くの会社共通の悩みは、社員の定着率が低いこと。  
大学卒業生を毎年採用しても、3年から5年でほとんどが退職してしまう。中堅幹部が育たない会社多い。  
退職の要因は、会社の中で、自分の人生設計ができない。  
女性社員は、結婚、妊娠、出産、育児休業終了で退職
- ②問題解決が、一部幹部で決められ、押し付けられる。  
誰もNOと言えない環境。問題提起、意見表明ができる社内風土があり、自由に発言できる雰囲気があれば望み有り。
- ③問題解決の関与の場を広げることで、誰でも問題解決に参画できる。期待の持てる会社、ガラスの天井を破れる環境



## 21.優良産廃処理業者の認定に向けて

- ①処理業者は、自社の事業発展、体制強化の道具として活用する。使える道具がなければ、目指すゴールは不明確となる。
- ②処理業者が永続的な企業として存続を目指すなら、「優良産廃処理業者」認定は、最低限のハードルである。
- ③現在の産廃業界は、法律が施行されて約45年。経営者の代わり時期に来ている。二代目に安心して継承するために
- ④優良産廃処理業者の認定を受けても、まさかの時の免罪符にはならない。認定後の対策、努力は引き続き必要である。
- ⑤規模が小さくて少人数の処理業者でも認定取得した事例は少なくない。経営の品質に対す経営者の意識姿勢次第である。
- ⑥廃棄物処理法の基礎を廃棄物の管理の面から見直す。



## 22.結びにかえて

- ①御社の社員の皆様が希望の持てる当面の目標を与えてください。
- ②認定取得のために1年でも3年でも、時には5年計画でも、まずは社内に実行体制を構築してください。
- ③内部の人材を配置できないなら、外部の非常勤の人材を確保することをご検討ください。
- ④最初に社内に認定方針を発表して社員の注意、関心を引き付ける。
- ⑤具体的な作業は、既に認定を受けた処理業者からお知恵拝借も。
- ⑥環境省「優良産廃処理業者認定手引き」参照で申請容易です。





## 23. 自己紹介

①経歴：  
【昭和42年4月～ 東京都清掃局、環境局で廃棄物関連（一廃、産廃、埋立管理）担当  
〔平成12年4月～ 品川区に派遣（東品川清掃作業所長）  
【平成14年4月～ 東京都環境局にて産廃Gメン（不法投棄対策）  
【平成14年12月～ 高俊興業(株) 企画開発部長、社長室取締役、顧問など 現在は退任  
【平成21年2月～ 東京都産業廃棄物協会 専任相談員（13月余）  
【平成21年8月～ 行政書士登録、産廃コンサル業を開業 現在に至る

②資格：  
・ 行政書士【東京都行政書士会 登録】 /  
・ 一般財団法人 日本環境衛生センター 専任講師 /  
・ 環境カウンセラー【環境省】 /  
・ 一般社団法人 廃棄物資源循環学会 会員（行政研究部会所属）

③事務所住所： 〒164-0001 東京都 中野区 中野 4-6-10 富士コーポラス 1B

④電話： 03-5942-8295 FAX：03-5942-8296

⑤メールアドレス： [consult.kita@sky.plala.or.jp](mailto:consult.kita@sky.plala.or.jp)

⑥ホームページ：<http://www.consult-kita.com/> 産廃コンサル 北村 検索

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

